

分類 (機関別)	内 容
相談者等の状況等に関する意見	
市	少しずつ減少傾向にあるように思いますが、低収入が借金のきっかけで、借金総額も少なくなり、その少ない債務も払えなくなっている相談者が増えたように思います。
市	債務者本人が借金について書類関係を整理しておらず、隅々まで聞き取りができない場合があり、市の相談窓口では状況把握しにくいことがある。
市	多重債務の相談については、訪問販売等、その他の相談内容に比べ地元市町村相談窓口へ行きにくい（知り合いがいることもあり、抵抗がある）こともあり、実績が上がってこないのが現状となっている。潜在的には多重債務で困っているケースは多数あると思われるが今後、どうケアしていくかが課題であるといえる。
市	多重債務の解消とあわせて生活再建が必要な場合の具体的な対応をどのようにするかが課題
市	結果を把握することが出来ない。
市	貸金業法の改正により、今後借入が出来ず困るといったケースが増えると予想される。
市	・多重債務相談者を弁護士等へ取り次いでいるが、その結果について把握することが困難である。統計（件数・結果等）を取っている機関があれば、情報の提供をお願いしたい。 ・多重債務、過払いに関する相談件数は減少してきている。
市	多重債務相談は、本人のカウンセリングが必要と思える事案が多い。
市	行政は、多重債務を解決できるわけではなく、弁護士等に債務整理を引き継ぐことが目的となるため、どこまで関われるのか難しいところがあるように思います。
市	相談案件がないため、今後とも情報提供をいただければと思います
町	多重債務相談は、「人に知られたくない、恥ずかしい」などの意識から、顔見知りである行政職員への相談にいたらないケースが多い。
町	相談会を開催しても自発的に相談する人はいない。 関係機関担当者に働きかけて、多重債務者（と思われる人）やその家族に相談を促している。
町	多重債務相談を財務局など町外の組織にするケースがあり、顔の知れた役場の職員には話しづらい背景がある。
町	今期相談件数無し。1人で悩んでいる方がいると思われるが、地元では顔見知りも多いため相談しにくいという実情があるのではないかとと思われる。
村	村という小さいコミュニティのためかほとんど相談に来られない。 臨時職員が担当していることから、消費生活相談の経験が浅い。
相談体制に関する意見	
市	地域内に専門家が少ない。相談者の利便性を考え招致をお願いしたい。
市	多重債務者の中には、借金を重ねてしまう人もいる。一度多重債務に陥った人をフォローする体制（メンタルヘルス・生活設計等）が必要であると考えます。
市	市内に弁護士が少ないため身近に専門的な相談窓口が少ない。
町	業務量と職員数の関係から、専任職員の配置や窓口の本格的な開設は現状では困難。
町	内容により、相談時間が長くなる場合や、緊急を要する必要があるため、現状の他業務との兼務職員2名では、丁寧な対応が難しいと感じることがある。
関係部署・関係機関との連携等に関する意見	
市	弁護士会・司法書士会との密な連携による迅速な対応
市	現在は他部署との連携は無く、相談も無いが、今後は税務部等との連携をはかり、相談窓口へ誘導できる体制を確立するよう準備を進めていく。
市	借金返済以外に多重債務の要因となっている問題について、他の関係機関との連携
市	多重債務相談者を弁護士等へ取り次いでいるが、その結果について把握することが困難である。
市	多重債務の相談は、相談窓口の増加等に伴い減少しているが、複数の問題がからんでいることが多く、多部署、多機関との連携が必要であると思うが、進んでいない現状にある。
市	被害者団体との連携、連絡・少額な金額や過払い金がない事案に対して、弁護士が受任せず、たらい回しになってしまう事案
町	・町放送で県センターの相談会を案内している効果もあってか、町内の多重債務者は中部相談室へ直接相談されることが多いようだ。（地元の窓口には相談しにくいという事情もあるかもしれない…？） ・行政機関外との連携について、税務課や福祉課などとの連携で、相談が必要と思われる人へのサポート、情報提供ができるような体制をとりたい。
町	他部署や専門家等外部機関との連携体制整備が課題。
町	どうしても相談を受ける者が町内出身者の職員ということもあり、世間体などを気にされるのか実際に相談に来られることは少ない状態で、他部署からの照会で初めて対応するというケースもある。また、法律専門家も近隣にいなかったが近隣区に弁護士事務所が開設されたことは相談者本人や担当者にとっては好材料に思う。これからはいかに他部署との連携をとりながら、早い対応ができるかも課題の一つである。
町	町社会福祉協議会が、町内で、近隣市の法律相談センターの無料の出張法律相談会を実施。また、近隣市で開催される相談会への誘導は今後も行っていきたい。
町	専門機関に紹介後のフォローができていない。
村	保健師が、健康相談に村内を巡回する時など、住民に変わったところがないか気をつけたり、相談のあった時は、連携してすすめたいと思います。
研修・担当者養成等に関する意見	
市	相談の解決ノウハウ等について、研修会や意見交換会を開催し、情報共有及び相談業務のレベルアップを検討していただきたい。
市	22年度上半期に町内の徴収担当職員を対象に多重債務講習会を実施した結果、担当職員と連携をとれるようになり、多重債務に関する認識を深めることができた。
ヤミ金融対策・自殺防止等の関連施策に関する意見	
市	改正貸金業法等の影響により多重債務相談件数は減少したと思われるが、新たなヤミ金被害者の増加が懸念されるため、被害者を救済するための今までの以上に関係機関の連携が必要である。また違法行為に対する警察の積極的な取組みを期待。

市区町村(中国・四国)

市	高齢者の多重債務や悪質商法被害が多く報告されているため、今度このようなケースが増加していくものと思われる。包括支援センターとの連携がさらに重要となってくる。また、貸金業の改正によって、ヤミ金被害が増加するとおもわれ、被害防止の取組の必要があると思われる。
債務者の生活再建・セーフティネット制度に関する意見	
市	債務整理後に借入れ困難となった人の、違法金融対策や生活再建についての取組も必要。
町	一度多重債務の解決をみたものの、再度多重債務に陥る方への対応
その他	
市	債務整理の事務量に対し、税金等の収納に結びつくケースがない。
市	市の相談窓口にも相談しても、返済の督促は停止しない。市の窓口にも相談した場合も（弁護士・司法書士と同じく）本人への督促がいったん止めば、相談のメリットは感じやすいのではないか。 債務整理は専門家が介入するとして、家計管理等のカウンセリングや指導はしなくてもよいのか。また、実施するための職員研修、相談時間の増加等に見合った予算措置の裏づけをするつもりはあるのか。 多重債務を自治体窓口で対応するのはいいが、相談件数が増えれば仕事も増える。相談件数上昇分と、相談員のレベルアップに見合った、予算措置は必須ではないか。 多重債務に陥らないための金銭教育を、消費者行政担当部署と教育機関とで連携して行えないか。予防は最大の多重債務対策だと思われる。